

令和7年度（2025年度）医療費適正化に係る市町村課題解決支援業務委託  
基本仕様書

1 業務名

令和7年度（2025年度）医療費適正化に係る市町村課題解決支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

3 業務の目的

医療費適正化につながる施策を進める上での課題を抱える市町村（保険者）と、課題解決に資するデジタル技術やサービスを有する企業との意見交換の場を設け、市町村が今後の具体的な取組を進めるための一助とする。

4 業務の内容

受託者は、3に掲げる目的を達成するため、委託者と事前協議を行い、詳細スケジュールを確定の上、(1)～(7)の業務を実施すること。

なお、業務全体のスケジュールの概観は次のとおり想定している。

<スケジュール>

- ・令和7年8月頃：参加希望市町村及び企業の募集
- ・令和7年10月頃：意見交換会（場所は熊本市内又は近郊）  
(例) 参加市町村が企業のブースを回遊する形式
- ・令和7年12月頃：フォローアップ
- ・令和8年1月～2月：フォローアップの取りまとめ・報告書作成

(1) 意見交換会の全体企画と調整

(2) 参加希望市町村及び課題解決の技術を有する企業等の募集

- ・委託者と協議の上、解決したい課題についてテーマを絞るとともに、市町村から参加希望を募ること。参加希望を表明した市町村に対して、具体的にヒアリングを行い、抱える課題を把握すること。

- ・また、上記のテーマに沿って募集要件を作成した上で参加企業（20社程度）を募ること。募集に当たっては、委託者が指定する企業等にも情報発信を行うこと。
- (3) 市町村の課題に応じた参加企業の選定
- ・(2) で募集した企業の受付を行うこと。
  - ・応募企業に対してヒアリング等を行い、課題に対する解決策として齟齬のないよう確認を行うこと。ヒアリング等を実施した上で、参加企業を絞り込むことは差し支えない。
- (4) 意見交換会当日の段取り等
- ・意見交換会参加者との連絡調整、当日必要な資材の準備を行うこと。
  - ・参加状況等を踏まえ、委託者とも協議の上、当日の具体的な進め方を決定すること。
- (5) 意見交換会当日の運営
- (6) 会場設営、撤去
- (7) 参加市町村及び企業へのフォローアップ
- ・意見交換会終了後に参加市町村及び企業へアンケート調査を実施すること。
  - ・意見交換会の3か月後を目安として、参加市町村及び企業へその後の動きについてヒアリングを行い、取組みの支援を行うこと。

## 6 成果品

以下を電子媒体で提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 精算報告書
- (3) その他、委託者と協議して定めるもの

※ 電子媒体に保存する形式は、MicrosoftWord、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式とし、また、それらを PDF 形式により複製したのも、併せて提出すること。なお、他の形式を用いる場合は、事前に委託者と協議すること。

## 7 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を委託者へ連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、業務が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するように努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の過程において委託者から指示された事案については、迅速かつ的確に対処し、実施すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施において、関係者等に対し、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を行ってはならない。
- (6) 委託者及び受託者は、本業務の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に大幅な変更が生じた場合は、双方協議のうえ、契約変更を行うものとする。
- (7) 受託者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。なお、委託者の承諾を得る場合は、事前に再委託する業務の範囲及び再委託先を委託者に書面で申請すること。
- (8) 関係法令を遵守し業務に当たること。

## 8 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、常に委託者と密接な連携を図り、業務の各段階で委託者と協議すること。ただし、打合せは短縮して実施できるよう、受託業者で可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託業者で記録を残し、速やかに県に提出すること。
- (2) 業務仕様書の内容は、契約後、提案、委託限度額の範囲内で変わることがある。
- (3) 本業務で作成した成果物の著作権は、熊本県に帰属するものとする。なお、成果物によっては、県及び企業等が事業を行う際に使用することがある。

- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報等について、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、自己責任においてデータ漏えい、滅失毀損等の防止に努めること。  
また、受託者の責任に起因する情報漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担するものとする。契約終了後も同様とする。
- (6) 令和7年度国民健康保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）交付要領に基づき、実施すること。この業務委託は、国の補助金を財源とする業務委託であるため、業務完了時に実績額に合わせた委託料の精算を行う。業務完了時に提出する報告書とともに精算報告書も提出すること。精算報告額は、当初契約した委託料の額を超えない範囲で、国の補助対象経費として認められる額とする。
- (7) 業務仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議のうえ、定める。